

## 会 議 録

会 議 名	令和 2 年度瑞穂町都市計画審議会（第 4 回）
日 時	令和 2 年 12 月 22 日（火）午後 3 時～4 時 35 分
場 所	庁舎 2 階 会議室 2-1, 2-2
出 席 者	会 長 田中康久 委 員 吉野ゆかり、上野勝、石川修、下野義子、 村上嘉男、山崎栄、高宮恭一、 上本政宏(柳下一利委員[福生警察署長]の代理)、 大沢昌玄 事務局等 村山都市整備部長、古川都市計画課長、 早津計画係長、加村計画係主任
欠 席 者	内野徹也委員、村岡恒典委員
会議内容	議 事（継続審議） 諮問第 1 号 瑞穂町都市計画マスタープランの改定につ いて
傍 聴 者	2 名
配布資料	別紙のとおり
会 議 内 容	

### 1 開 会

[村山都市整備部長]

ただ今から令和 2 年度瑞穂町都市計画審議会第 4 回を開催します。初めに、本日の審議会は「瑞穂町審議会等の設置及び運営に関する指針」第 7 条に基づき、会議を公開で行いますので、傍聴人の入室を認めております。ご了承願います。委員 12 名中、本日出席の委員は 10 名です。内野委員及び村岡委員におかれましては、欠席の連絡を頂いております。また、福生警察署長の柳下委員におかれましては、公務により上本交通課長代理のご出席をいただいております。瑞穂町都市計画審議会条例第 5 条第 2 項により、2 分の 1 以上の出席を満たしておりますので、本日の審議会は成立しました。

### 2 挨 拶

[杉浦町長] . . . 町長挨拶省略 . . .

### 3 議 事

[村山都市整備部長]

ここからは、田中会長に進行をお願いします。

[田中会長]

継続審議事項である諮問第1号「瑞穂町都市計画マスタープランの改定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

[古川都市計画課長]

説明いたします。資料1「瑞穂町都市計画マスタープラン 東京都意見照会に係る関係課協議」をご覧ください。都市計画マスタープラン（素案）の記載内容について、東京都の8つの部署の担当者との協議を行い、意見交換を行いました。主な修正意見として、11月19日に協議を行った土地利用計画課から指摘がありました。

「市街化区域編入を目指す5地区のうち、国道16号沿道地区及び青梅東端線周辺地区の2地区については、東京都の都市計画区域マスタープランで市街化区域編入の位置づけがされていないので削除するか、削除が困難であれば同列に扱うのではなく、記載ぶりを改めるように」との指摘であり、プランの内容を一部修正しています。その他、11月19日の交通企画課では、「多摩都市モノレールについては、現段階で確定したものではないので、断定的な表現は避けるように」との指摘をいただいています。なお、現在、文書での意見照会を依頼しており、12月末までの期限で、正式な意見をいただくこととしています。資料1の説明につきましては、以上となります。資料2「瑞穂町都市計画マスタープラン（素案）」をご覧ください。前回、11月4日開催の審議会でマスタープランの素案をお示ししましたが、その後の主な修正箇所について、ご説明します。31ページをお開きください。中段の「1 将来都市像について」です。今回の改定での町の将来都市像については、「新たな流れを創出する都市 瑞穂 ～未来都市構想～」とさせていただきました。前回の審議会では副題について、「～未来都市設計図～」と説明させていただきましたが、より大きな視点での都市を創出する考えから、「～構想～」という表現へ修正しています。なお、中心から北部など、各地区の将来像については、変更ありません。恐れ入ります、37ページをご覧ください。「3 将来フレーム（1）人口フレーム」です。以前に提示させていただいた素案では、確定されていなかった10年後、20年後の人口フレームについて設定しました。10年後、令和12年度の人口フレームについては、3万3千人、現在改定を行っている、第5次長期総合計画と整合を図りました。また、今後の土地区画整理事業の進展や、多摩都市モノレールの延伸等施策の展開によって、20年後の人口フレームについては、3万4千人としました。1枚おめくりいただき、38ページをご覧ください。「（2）土地フレーム」下の表、「整備構想地」です。栗原地区、西平地区、武蔵地区の備考欄に、東京都区域マスタープランに、位置付けられている旨の記載を追記しました。東京都の関連部局との協議によるもので、区域マスに位置づけができていない、国道

16 号沿道地区、青梅東端線周辺地区との違いを明確にしました。次に 118 ページをご覧ください。全体構想、地区別構想に続く、「Ⅲ 実現のための方途」を追加させていただきました。項目だてです。都市計画マスタープランで示した施策を推進するための取り組みとして、「第 5 章 計画の実現に向けて」「1 多様な手法によるまちづくりの推進」、「2 多様な主体によるまちづくりの推進」、「3 都市計画マスタープランの運用と進捗管理」の 3 つを大項目として設定しています。118 ページから順次、説明いたします。「1 多様な手法によるまちづくりの推進」です。「(1) 計画的な土地利用の誘導」として「1) 用途地域と開発指導による誘導」です。用途地域と開発指導によって、適切な土地利用の誘導を行うことについて、記載しています。119 ページ、「2) 地区計画による誘導」です。地区計画の定めによるまちづくりの誘導と、新たな地区計画の指定について記載しています。「3) 市街地開発事業の活用」です。土地区画整理事業の推進と、新たな市街地形成を進める地区での適切な事業手法の検討について記載しています。120 ページ、「4) 産業施設の立地誘導」です。企業誘致の促進による土地利用の推進について記載しています。121 ページです。「(2) 都市ストックの効率的な利活用」として、「1) 公共施設等の適切な維持管理と有効活用」です。公共施設の適切な維持管理、複合化や、多機能化による都市機能の向上、周辺市街地の形成につながる施設整備について記載しています。「2) 空き家(空き店舗)・空き地の有効活用」です。空き家(空き店舗)・空き地の現地調査や情報収集、複雑化の予防、有効活用の検討について、記載しています。122 ページをご覧ください。「2 多様な主体によるまちづくりの推進」です。「(1) 協働のまちづくりの推進」として、町民、事業者、行政の役割について記載しています。町民自らが主体となったまちづくり、事業者による都市計画や、まちづくりの方向性に併せた事業活動の展開、行政、瑞穂町については、都市計画やまちづくりに関する情報提供と、町民が主体となったまちづくり活動への支援を行うことなど、位置づけています。123 ページです。「(2) 広域連携によるまちづくり」として、「1) 国・東京都・周辺自治体との連携強化」です。町が円滑に都市計画やまちづくりを進めていくためには、広域的なプロジェクトと関連づけし、事業を推進していく必要があります。国・東京都・周辺自治体との調整・連携について記載しています。「2) 多摩地域の市町村との連携強化」町が抱えている課題は、多摩地域の市町村とも共通する課題が、数多くあります。町が単独で取り組むばかりでなく、課題解決に向けた、多摩地域の市町村との連携の必要性について、記載しています。最後に 124 ページをご覧ください。「3 都市計画マスタープランの運用と進捗管理」「(1) 都市計画マスタープランの運用」です。適切な計画の見直し、関連計画の施策との連携、効率的な行政運営との調整について、記載しています。「(2) 財源の確保と効率的な事業推進」です。事業の選択と集中、補助制度等の有効活用、公共施設の更新などへの民間活力の活用について記載しています。「(3) 庁内組織体制の強化」です。都

市整備以外の関連分野の各種施策と連携させた効果的な推進に向けた連携の強化について記載しています。125 ページです。「(4) 都市計画マスタープランの進捗管理」実現のための方途の章の中で、改定での大きな変更点が、この進捗管理の項目です。都市計画審議会、まちづくり懇談会の中で、「現行計画の進捗状況はどうなっているのか」や「20 年間の間に定期的に進捗管理を行ってきたのか」という厳しい指摘をいただいています。そのため、今回の改定では進捗管理について、明確化し、その状況を把握することとしました。「1) 進捗管理の時期」ですが、今回の改定案では5年ごとに進捗確認を行うこととしています。「2) 進捗管理の方法」です。町をとりまく状況変化、計画事業の実施状況などを基に、計画の進捗状況の評価を行います。評価の仕方についてですが、都市計画マスタープランの改定の必要性があるかどうかという観点で、評価することとします。また、評価の結果、計画の改定が必要とされた場合は、適宜、計画の見直しを行います。「3) 進捗管理の体制」です。進捗管理については、関係各課による庁内組織で計画事業の実施状況を確認し、その結果と進捗状況の評価を都市計画審議会で審議し、都市計画マスタープランの改定の必要性を検討します。また、都市計画マスタープランを改定する場合は、町民の意見を取り入れて改定を行います。資料2「瑞穂町都市計画マスタープラン(素案)」の主な修正箇所の説明は、以上となります。最後に、資料3「瑞穂町都市計画マスタープラン改定までのスケジュール」をご覧ください。マスタープラン改定に係る、12月から翌年3月までのスケジュールについて、説明いたします。表中1段目、先ほど資料1で説明したとおり、東京都の関係部署との協議を経て、文書による意見照会を行っています。回答期限は、12月28日としています。また、同様に、表2段目、役場の各課に対しても、都市計画マスタープランへの意見照会を行っています。次に表3段目、4段目、翌年1月8日から、青梅市、羽村市等の近隣市に対する意見照会を行うとともに、パブリックコメントとして、一般に対する改定案(素案)の公表及び意見募集を実施します。表5段目、6段目では、町の部課長級で組織した、「検討委員会・検討部会」で改定経過を説明、ご意見を伺ったのち、表下から2段目、令和3年3月中旬には、瑞穂町都市計画審議会を開催し、最終審議をお願いする予定です。その後、審議会から町への答申を経て、3月、都市計画マスタープランを決定することとしています。資料3「瑞穂町都市計画マスタープラン改定までのスケジュール」の説明については以上となります。本日の議事としての説明については、以上となります。

[吉野委員]

今回の修正で、色遣いや文字の大きさなど見やすくなったと思います。15ページのコラム内の文字が小さいので大きくするか説明を増やすかの工夫をお願いしたい。また、前回のマスタープランでは巻末に用語解説があったが、今回も記載する予定か。122ページ「協働によるまちづくり」のイラストをもっとパートナーシッ

プを感じられるようになった方がよい。

[古川都市計画課長]

用語解説については、巻末に掲載する予定です。122 ページのイラストについては対応したいと思います。

[上野委員]

資料 1 について、東京都の土地利用計画課はどのようにして町の現状をどのように把握して都市計画マスタープランに対する意見をしているのか。

[古川都市計画課長]

令和元年度と 2 年度で東京都区域マスタープランの改定を行っています。その中で東京都の職員が 2 回町へ来て、全町内を案内し、現状を見てもらっています。また、少し足を延ばして圏央道青梅インターチェンジから至近であることも PR しました。町の現状を強く訴えてきました。

[上野委員]

ただ案内して見て回るだけでなく、都の職員が地域の人間の意見を聞くつもりでいなければ地域住民の気持ちに沿ったまちづくりはできない。当事者を含めて改定していくよう今後も力強く訴えてほしい。

[村山都市整備部長]

審議会委員の皆様から強く背中を押していただき心強く思います。私たちも同じ思いで都市計画図を見ながら現地を確認していただいております。東京都区域マスタープランでは、新たに市街化区域編入はしないということを原則として、担当者は姿勢を崩さないという印象を受けました。しかし、今回の区域マスタープランの改定で武蔵地区が新たに認めてもらえました。国道 16 号沿道地区と青梅東端線周辺地区については、東京都から削除するか記載を変更するようにと強く言われていると担当から聞いておりますが、町の担当者としまして削除できるようなものではないので、記載方法を修正し町の姿勢を貫き通す形としました。また、先ほど都市計画課長から説明がありましたが、今後 5 年経過した頃に皆様からご意見を頂くこととなりますが、その時には町状況を色々と考えていただければと思います。

[高宮委員]

回を重ねるごとに見やすくなってきていると思います。我々の立場といたしまして、町の防災対策に関する記載もこれでよいと思います。詳細については、地域防災計画で検討させていただければと思います。意見は特にありません。

[上本交通課長代理(柳下委員代理)]

福生警察署からの意見はありません。交通安全や治安対策を引き続き推進してまいります。瑞穂町の発展に寄与していきたいと思ひます。

[山崎委員]

前回の委員会では 51 ページの優先整備路線の記入をしていただけるとありましたが、特に変更が見受けられませぬのでまたお伺ひします。吉野委員と同じく 15 ページなど私も見づらひと思ひましたので、キャプションを入れていただければと思ひます。69 ページのユニバーサルデザインの案内板についてですが、苦情があります。ユニバーサルとは誰もが使えて誰でも便利などという意味合ひですが、看板にバス停がどこに行くか示してないでユニバーサルではないのではという意見がありますので、ここに載せるべきものではないのではと思ひます。

[古川都市計画課長]

都市計画道路の記載についてですが、51 ページに道路網図が記載されています。その中の黄色で縁取りされているものが、優先整備路線です。見づらひ表記となっていて申し訳ございませぬが、今回の素案はそのように示しています。ユニバーサルデザインの写真は、検討いたします。

[山崎委員]

前回、94 ページの福 3・5・17 号の記載について前回と同じなので「優先して整備を促進します」など表現を変えてもらひたいので検討をお願いしたい。

[古川都市計画課長]

第四次優先整備路線とのバランスもありますのでそちらを加味しながら考えたいと思ひます。

[村上委員]

先ほど山崎委員からご意見がありました福 3・5・17 号線ですが、「必要に応じて」や「率先して」など表現に多少強度を付けていただければと思ひます。また、38 ページの整備構想地に盛り込んだ 2 箇所については、東京都に対する町の意志表示だと思ひますので、これはいいことだと思ひます。118 ページ以降の実現のための方途については、5 年ごとの見直しは着実に実行していただきたいと思ひます。計画を策定したら終わりではなく、実行するために進捗管理を行うことが大事だと思ひますので、具体的な記載がされたことは評価したいと思ひます。

[古川都市計画課長]

福 3・5・17 号線についてですが、第四次優先整備路線とのバランスを考えたいと思います。また、38 ページについてですが、事務局としましてはもっと記載していきたいというのが本音ですが、現実的ではないという指摘もあろうかと思いませんので、5 箇所を記載しているところです。多摩都市モノレールの延伸について調査設計がされておりますので、今後、具体的な設計も見えてきたころにはマスタープランの見直しも検討しなければならないと思いますので、柔軟に対応したいと思います。

[下野委員]

全体的に見やすくなってきたと思います。気になったところは 32 ページの「国道 16 号沿道地区」という記載ですが、図示されるのが 47 ページなので、文章だけでは 16 号のどのあたりを指しているのかわからないので説明が必要ではないかと思えます。37 ページの人口フレームについては見やすいものとなったと思います。質問ですが、57 ページの都市計画公園整備状況の数字が前回と比較すると大幅に変わっているので、説明をお願いします。街区公園が前回 70%くらいであったのが今回は 49.8%となっているのでお願いします。77 ページで図示している各地区の説明書きの白抜き文字が下の絵と重なっていると見にくいので検討をお願いします。83 ページに記載されている各種道路の説明がありますが、旧青梅街道の記載が前回と変わりないようですが、検討がなされたのか確認します。最後に追加された項目については良い視点であると思います。

[古川都市計画課長]

32 ページの「国道 16 号沿道地区」に関してですが、わかりにくいと思いますので記載を工夫したいと思います。57 ページについては見直しを図りたいと思います。77 ページについてですが、審議会以外からも同様の意見がありますので、工夫していきたいと思います。83 ページの旧青梅街道の取扱いについてですが、「主要生活道路」として整理しています。都市計画道路としてではなく、一般的な都道と同様の取扱いで考えています。

[下野委員]

57 ページの数値についてですが、前は平成 31 年度でしたが、今回令和 2 年 3 月現在となったことで何か要件が変わったのか確認したいと思います。青梅街道の位置付けはわかりましたが、緊急輸送道路としての位置づけがなされているので主要幹線道路としての位置づけをした方がよいのではないかと思いますので今後検討をしていただきたいと思います。

[村山都市整備部長]

公園についてですが、現在区画整理地内の公園の都市計画変更を控えているため、令和2年3月現在とさせていただきます。数値については、内容を精査いたしますので、今回はこの数値でご了承を頂ければと思います。道路についてですが、それぞれ都市計画上の位置付けがありますので、青梅街道はこのような分け方になることをご了承いただければと思います。

[下野委員]

公園の数値については、前回と比較すると大幅に少なくなっているのので、算出方法の変更があったのか伺いたいと思いましたが、よろしくをお願いします。

[石川委員]

38 ページの整備構想地に栗原地区がありますが、平成18年から準備会が結成されて当初は住宅地としての整備を目指していましたが、今年度の方針転換で工業地に変更となりましたが、どのような検討で方針転換したのか。これに関連し50ページに「都道179号所沢青梅線においては、…栗原地区の区間は土地区画整理事業に合わせた整備を関係機関と連携してすすめます」とありますが、区画整理事業と切り離して先に都市計画道路の整備を進めるべきではないのでしょうか。

[古川都市計画課長]

38 ページについてですが、整備構想地として栗原地区は51haが市街化編入を目指すとしていますが、今年9月に住宅系から一部工業系用途を含む形で事業認可に向けて進めていこうとしています。現在、東京都区域マスタープラン、瑞穂町都市計画マスタープランなどの計画が改定中です。当該地は農業振興地域も含まれていますので、農業振興計画など関連計画の整備を待つて本格的に協議を進める方針です。都道179号線は区画整理地内を東西に通って抜けていて、本来であれば都道管理者により都市計画道路整備をすべきではありますが、土地区画整理事業予定地内を横断する路線ですので、土地区画整理事業によって用地を確保して都道管理者によって整備を進めてもらう予定となっています。現在事業中の2箇所も終わりが見えて参りましたので、スムーズにバトンタッチできるように進めて参りたいと思います。今後の東京都との協議で栗原の事業着手が困難となった場合は、都市計画道路の整備方針を改めなければならなくなるため、その際は都市計画マスタープランの改定が必要になりますので、審議会でご審議いただけますようよろしくお願いします。

[石川委員]

今回の都市計画マスタープランの改定で土地区画整理事業による都市計画道路の



整備はどの程度実現可能と考えているのか。やはり、土地区画整理事業とは切り離して整備していった方が良いのではないかと思います。

[古川都市計画課長]

東京都としては、今後人口の増加は見込めないという考えでいます。また、JRの考えでは、人口が増えないのであれば駅利用者が増えないので採算が取れないという考えでいます。駅ができなければ人口は増加が見込めない。町としても卵が先かニワトリが先かという話になってしまっていますので、物流系含む産業系用途を取り入れた形で土地区画整理事業を計画し、参入してきた事業所に勤める人たちの定住や通勤してくる人たちの新たな人の流れができてきた際に駅を誘致していくと考えています。農業振興地域に関する協議はこれから進めていくこととなります。東京都としても農地を守る立場でもありますので、市街地整備するから解除を認めるという姿勢ではありません。失った農地の生産性をどのようにして他でカバーしていくのかを示す必要がありますので、今後都市計画マスタープランや農業振興計画が改定された後に、東京都と協議を進めることとなります。現在はどのように進めていくのかの準備段階であるという認識していただければと思います。

[石川委員]

区画整理事業が認可されても事業完了までに 30 年近くかかってしまうので、区画整理事業と切り離して整備できないのかお聞きします。

[古川都市計画課長]

都道 179 号線の整備手法についてですが、第四次優先整備路線では「その他施行」という位置付けがなされている路線ですので、土地区画整理事業により整備を推進していく方針となっています。

[村山都市整備部長]

補足します。栗原地区の準備会役員の皆様からも先に都道の整備からという意見も出ていますが、整備方針の位置付けが土地区画整理事業による整備を進めることとなっていると説明していますので、委員の皆様もご理解いただければと思います。

[大沢委員]

村上委員からもありましたが、作ることがゴールではなく、作ってからがスタートであると思います。前回の都市計画マスタープランと違って 5 年ごとに進捗確認することが明記されている点が良いと思います。ただし、気を付けないといけないのが、進んでいないからといって叱責するのではなく、あくまでも進捗状況や社会経済状況など大きく変化した際に見直す計画であれば皆様と議論できて見直せると

ということが重要だと思えます。そうすれば都市は動き、変われるので事業者も進出しやすくなります。一度決めたら 20 年は変わりませんというのでは民間との波長が合わなくなってしまうと思います。今回 125 ページに進捗管理について明記したというのは大きなことではないかと思えます。繰り返しになりますが、出来ていないから叱責するのではなく、社会経済状況やその時の都市を取り巻く状況を皆で確認しながら、次のプランで何をすべきなのか。見直さなければならぬものが出てくるかもしれませんので、そういったものを議論できるのが生きたマスタープランですので、それが選ばれる瑞穂町になるきっかけになるのではないかと思います。細かい点ですが、119 ページの「工業団地造成事業」と記載がありますが、これは全面買収方式の手法ですので、これが必要かどうかは検討した方がよいと思えます。120 ページの企業立地マッチングとありますが、121 ページの空き家についてもマッチングするシステムを構築しないと誰も来てもらえません。空き家がどこにどれだけあって常に更新されていてマッチングの在り方をここに書いてあれば有効性があるのではないかと思います。124 ページの「公共施設の建て替えによる更新などを…」とありますが、「公共施設の建て替えや機能更新などを…」とした方がよいと思えます。通常であれば公共施設の建て替えに目が行きがちですが、パーク PFI で民間資金による公園整備を行い、公園の一部でカフェなどの人を呼ぶ施設を作るという動きが都市公園法の改正で出てきています。125 ページの「モノレールなどの広域インフラの進捗状況を…」を「モノレールなどの広域交通インフラの進捗状況を…」と表記した方が河川などのインフラとの誤解が避けるかと思えます。石川委員から指摘のありました、区画整理地内における道路整備の在り方については、非常に悩ましい問題ですが、先行して整備してしまうと本来であれば区画整理を行う際に都市計画道路の用地買収費の補助金が出なくなってしまうと思います。そうすると、減歩率や保留地の必要面積が変動します。区画整理の事業計画も変更することになってしまうため慎重な議論が必要となります。

[古川都市計画課長]

工業団地、空き家のマッチング、パーク PFI、インフラに関しては確認しまして記載内容を検討したいと思います。

[田中会長]

都市計画マスタープランと関連して立地適正化計画について、少子高齢化や医療・福祉、公共交通と連携した一体的な都市機能の誘導について市町村のマスタープランの高度化を国が進めている計画ですが、この都市計画マスタープランについても「コンパクト・プラス・ネットワーク」が一部謳われ、公共交通との連携ということになると思いますが、今回はモノレールが箱根ヶ崎駅方面に延伸することにより土地フレームが武蔵地区を含む三地区が区域区分の変更に向けて進めることに

なったときにこの高度版の市町村マスタープランは非常に有効性があると思います。都市計画マスタープランが概ね 20 年、立地適正化計画も概ね 20 年の規模で連携を図りながら進められるのではないかと考えていますが、事務局の考えを伺います。

31 ページの将来都市像についてですが、長期総合計画に掲げる将来都市像を踏まえた都市計画マスタープランの将来都市像であるということに記載した方が良いと思います。17 ページを始めとするグラフなどの文字が小さくて見えないので、もっと見やすくすべきだと思います。また、右上の索引も見えにくいので改善をお願いします。38 ページの土地フレームについて、整備構想地のうち区域マスタープランの位置付けのある 3 か所の整備が進み良い効果が出て活性化すれば東京都も瑞穂町に対するイメージが変わると思いますので、3 地区の整備を積極的に進め、残りの 2 箇所も位置付けられるようにしていただきたいと思います。125 ページの進捗管理について、私自身も非常に興味深く、都市計画事業は短期的に効果が表れるものがある一方で、長期間取り組む必要なものがあります。その中で社会情勢が変化する可能性がありますので、実現する過程で適正に進行管理をして進捗状況を明らかにすることが必要ですので、必要に応じて変更する政策判断を講じる必要があると思います。適正に進めるためには、計画を実行してその成果を点検して改善し、次に繋げていく仕組み作りをしていただくとわかりやすいと思います。進行管理については概ね 5 年ごとに進捗状況の確認をすることとしていますので、適正な進行管理をしていただきたいと思います。庁内組織で確認し、進捗状況の結果と評価について都市計画審議会で審議することとなっていますが、都市計画課が全体の部署を横断的にリードしながら進めていかないとはいけませんので、是非頑張ってくださいと思います。

[古川都市計画課長]

立地適正化計画についてですが、東京都の市町村では現在八王子市と福生市で策定されています。東京都の担当者からも是非という話がありますが、町としましてはまず、公共交通機関の確立が求められますので、公共交通会議の流れを見て考えていきたいと思います。今回の都市計画マスタープランの改定はある程度立地適正化計画を見据えた内容となっています。今後、実現のための方途の中でも地区割の変更についても記載してよいのではないかと考えています。長期総合計画との将来都市像の取扱いですが、市町村によっては長期総合計画と共通したものを掲げていたりします。瑞穂町では、計画によってさまざまな将来都市像を設定します。調べた中では、計画によって将来都市像を設定しているところが多い印象です。会長の仰る通り、誤解を与えないよう記載方法を検討します。グラフやコラムが小さいというご意見ですが、審議会以外からも意見を頂いていますので、コンサルと調整しながら修正をしたいと思います。整備構想地についてですが、まずは 3 地区を優先的に進めていくことが必要だと思います。町としては全ての場所を市街化区域とした

いところですが、農業とのバランスもありますので、バランスよく進められるようにしたいと思います。進捗管理に関する内容ですが、いただいた意見のように進められるように進めたいと思います。

[田中会長]

将来都市像については、変える必要はないと思いますが、誤解が生じないように長期総合計画の将来都市像を踏まえたものと分かるように表記をお願いします。その他にご意見はございますか。無いようでしたら、都市計画マスタープランについての審議は終了といたします。

#### 4 そ の 他

[田中会長]

その他として、事務局から何かございますか。

[古川課長]

次回の日程についてです。先ほど資料 3「瑞穂町都市計画マスタープラン改定までのスケジュール」でご説明しました第 5 回の都市計画審議会の日程ですが、3 月 18 日の午前 10 時からを予定しています。以上です。

[田中会長]

以上で本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては貴重なご意見を頂きましてありがとうございました。

#### 5 閉 会

[村山部長]

これをもちまして、令和 2 年度、瑞穂町都市計画審議会第 4 回を閉会といたします。長時間にわたり大変ありがとうございました。